

税制上の優遇措置（税控除）について

学校法人中延学園（＝特定公益増進法人）への寄付金は特別損金算入限度額まで当該事業年度の損金に算入することができます。なお、本校では受配者指定寄付金は行なっておりません。

特定公益増進法人に対する寄付金の特別損金算入限度額について

[損金算入限度額の計算方法]

損金算入限度額＝ ((a)資本基準額＋(b)所得基準額) × 1/2

(a) 資本基準額＝資本金額（期末資本金額＋期末資本積立金額）×事業年度月数÷12ヶ月×3.75/1,000

（注）平成24年3月31日以前に開始する事業年度は1000分の2.5に相当する金額

(b) 所得基準額＝当期所得金額×6.25/100

（注）平成24年3月31日以前に開始する事業年度は100分の5に相当する金額

※一般寄付金の損金算入限度額と別枠で損金として算入できます。

※この寄付金による損金算入は、本学発行の「寄付金受領書」と「特定公益増進法人証明書（写）」によって手続きができます。

※上記の書類は、「寄付金 Web 申込の受付」および「ご入金の確認」ができ次第お送りいたします。

参考サイト：[文部科学省 Web サイト](#)